

公安委員会	「国家公安委員会及び警察庁における	平成24年3月29日
説明資料No. 1	政策評価に関する基本計画(案)」等について	総務課

1 基本計画等の案について

(1) 「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(案)」

平成24年度から26年度までの3年間に実施する政策評価に関する基本計画を策定。実績評価方式による評価に係る基本目標である7項目に加え、評価期間中に評価を実施する予定の政策として「サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」、「災害に係る危機管理体制の再構築」、「子ども女性安全対策班の設置」等7項目を記載。また、業績目標、業績指標等の設定の考え方を明示。

【業績目標、業績指標等の設定の考え方】

- ・ 複数の政策を総合的かつ横断的に評価することが適当である場合には、当該複数の政策について一の業績目標を設定。
- ・ 業績指標は、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す成果（アウトカム）に着目したものを重点的に設定。

(2) 「平成24年度政策評価の実施に関する計画(案)」

ア 実績評価方式による評価

「平成23年度実績評価書」（7の基本目標及び29の業績目標）

イ 事業評価方式による評価

- ・ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）による使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加等
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）による金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設等
- ・ 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による免許証提示義務の拡大
- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）による両罰規定対象犯罪の拡大

ウ 総合評価方式による評価

なし

(3) 「平成24年度実績評価計画書(案)」

従前の7の基本目標は維持しつつ、29あった業績目標を18に、75あった業績指標を38に整理。実績評価書は25年度に作成予定。

2 評価書の案について

(1) 総合評価書(案)

振り込め詐欺対策の推進

【評価の結果】

振り込め詐欺撲滅に向けた各種対策を強力に推進した結果、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額はいずれも大幅に減少したこ

資料1

P5~6

P4

資料2

別添1
別添3

資料3

資料4
要旨の
3枚目
「総括」

とから、振り込め詐欺対策の成果は上がったものと評価。

今後は、オレオレ詐欺の増加を踏まえ、現場実行犯から犯行グループ中核への突き上げ捜査を迅速かつ強力に推進するため、これまで以上に捜査の早期段階での合同・共同捜査の促進を図る。また、被害者層である高齢者と併せ、その子や孫世代も対象とした複線的な被害防止の呼び掛けや留守番電話作戦等の新たな被害防止対策を展開する。

(2) 事業評価書（案）

ア 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

【評価の結果】

全ての都道府県警察で、取調べの監督のための体制や設備の整備、監督制度に関する指導教養が行われ、取調べ監督官による取調べ室の視認が定着化。監督対象行為の端緒の大半を警察部内で得るなど、警察組織内部のチェック機能が発揮され、取調べに係る不適正事案も減少傾向にあることから、監督制度は取調べの適正化を図る上で相当程度の有効性があると評価。

引き続き、警察組織全体で取調べの一層の適正化を図る。

資料 5
要旨

イ 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業

【評価の結果】

いずれの事務・事業についても、必要性及び有効性が認められるものと評価。

資料 6
要旨

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制

資料 7

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制

資料 8

オ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制

資料 9

【評価の結果】

これらの規制のうち、6つの規制については、有効性及び効率性が認められるものと評価。残りの3つの規制については、評価期間中における新設された規制に基づく行政処分等の実績がないことから、抑止効果を上げている可能性はあるものの、有効性及び効率性について十分に検証できるまでに至っていないものと評価。

資料 7
要旨の
3枚目

資料 8
要旨
資料 9
要旨

3 その他

これらの基本計画、評価書等の案は、本年2月17日に第23回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。

今後、警察庁ウェブサイトでの公表、総務大臣への送付等を予定。

(※ 資料、別添省略)

1 概要

(1) 地域自主戦略交付金

- ・ 沖縄県を除く46都道府県を対象とする一括交付金
- ・ 総額：内閣府に6,754億円を計上（当庁は平成24年度は新規に9億円を拠出）

(2) 沖縄振興公共投資交付金

- ・ 沖縄県のみを対象とする一括交付金
- ・ 総額：内閣府に771億円を計上（当庁は1千万円を拠出）

※ 当庁の平成24年度対象事業：特定交通安全施設等整備事業（円滑化対策事業に限る。）

2 関係法令の整備について

(1) 地域自主戦略交付金

- 内閣府告示の一部改正案（別添1）：交付金の対象事業を規定（内閣府告示は、内閣総理大臣が国家公安委員会及び各省大臣と協議して制定）

(2) 沖縄振興公共投資交付金

- ア 沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令案（別添2）：沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を規定
- イ 内閣府告示案（新設。別添3）：交付金の対象事業を規定（内閣府告示は、内閣総理大臣が国家公安委員会及び各省大臣と協議して制定）

3 その他（政令案の今後のスケジュール）

公布・施行日の場合分けは以下のとおり。

- ア 予算が年度内に成立した場合 4月1日
- イ 予算が新年度に入ってから成立した場合 予算成立の翌日
- ウ 自然成立の場合 4月7日

(※ 別添省略)

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)第31条の規定に基づき、平成23年中の団体規制法の施行状況について、閣議決定の上、政府が国会に報告するもの(13回目。閣議は、法務省との共同請議)。

1 観察処分決定と当該処分の期間の更新

- 公安審査委員会は、平成12年1月、オウム真理教(以下「教団」という。)に対し、観察処分を決定。さらに、15年1月、18年1月及び21年1月、それぞれ当該処分の3年間の期間更新を決定。
- 公安調査庁長官は、警察庁長官の意見を聴取の上、23年11月28日、公安審査委員会に対し、当該処分の期間更新を請求(24年1月23日決定)。

2 観察処分の実施等

- 公安調査庁は、平成23年中、合計14回、教団の建物等延べ48か所に立入検査を実施。関係都道府県警察は、立入検査に際し立入先周辺の警戒警備を実施。
- 公安調査庁は、平成23年中、3か月ごとに教団から役職員及び構成員の氏名等の報告を受け、その内容を警察庁に通報。

3 教団の現状

(1) 組織の概況

- 国内に信者約1,500人(出家信者約400人、在家信者約1,100人)及び15都道府県に拠点施設32か所、ロシア連邦内に信者約140人及び教団所の拠点施設をそれぞれ有する。
- 教団は、松本智津夫への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」と、観察処分を免れるため松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の実現することを目的として組織された「ひかりの輪」が中心。両集団とも、松本及び松本の説くオウム真理教の教義が共通の基盤。

(2) 活動の概況

- 松本の影響力
 - ・ 松本の写真を施設内の修行道場の祭壇等に掲示
 - ・ 松本への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行を再開
- 閉鎖的・欺まんの体質
 - ・ 公安調査庁の立入検査に対し、公安調査官の保持していたビデオカメラを数回たたきなどして検査を妨害(出家信者を逮捕)
 - ・ 地下鉄サリン事件等一連の事件について松本の責任を社会に転嫁
- 資金及び信者獲得に向けた諸活動
 - ・ 集中セミナーで在家信者から高額な布施を徴収して資産を増加
 - ・ 大学生を装い大学構内で教団名を秘匿した勧誘ビラを無断で配布

【今後の予定】

4月中旬 閣議

1 今回の基本方針決定の経緯等

- 退職共済年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生する事態を回避するため、国家公務員について、雇用と年金の接続を図るための措置が必要
- 人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」の趣旨、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（平成24年3月9日閣議決定）の内容等を踏まえ、平成24年3月23日、行政改革実行本部・国家公務員制度改革推進本部合同会合において、2の内容を盛り込んだ基本方針を決定

2 基本方針の内容

(1) 再任用による雇用と年金の接続

- フルタイム再任用を希望する定年退職者を、定年退職日の翌日に常勤官職に採用することについて、任命権者に義務付け
- 再任用の義務化に当たっては、(2)・(3)に掲げる方策を併せて措置
- 加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員に係る措置

(2) 組織活力の維持及び職員の能力の活用のための方策

- 本府省の管理職等に対する再任用制限のルールを導入について検討
- 短時間再任用を活用し得る環境の整備
- 能力・実績に基づく人事管理の徹底や人事交流機会の拡大を図るなど公務内外の分野での複線型人事管理の推進
- 早期退職に対するインセンティブを高めるための給付の措置や、民間の支援会社の活用も含めた再就職の支援等の措置の具体化に向けた検討

(3) 60歳超職員の追加的増加への対応

再任用の義務化により3年度に一度60歳超の職員が公務部内に追加的に留まることと、若手職員の安定的・計画的な確保及び人事の新陳代謝を図ることが可能となるような必要な措置

(4) (1)に基づき再任用された職員の給与の在り方

新たに義務付けられた再任用の俸給の在り方及び手当（人材活用の観点から必要な単身赴任手当等の適用）等については別途検討

3 今後の予定

- 国家公務員制度改革推進本部事務局において、関係府省等と意見交換をしつつ、2の方針に基づき具体的な制度改革案について検討
- 地方公務員の雇用と年金の接続に係る方策については、この基本方針を踏まえ、総務省において、関係府省等と意見交換をしつつ、別途検討

1 平成23年度「総合セキュリティ対策会議」報告書の概要

平成23年度は「サイバー犯罪捜査における事後追跡可能性の確保」をテーマに、計7回にわたる会議において3つの事後追跡上の障害について検討を行い、報告書（別添）に取りまとめた。

(1) データ通信カード・無線LANについて

悪用事例が多発し、障害となっている状況を改善するため、次の対策が必要。

- ・ データ通信カードの利用契約時等における契約者の本人確認の確実な実施等他人へのなりすまし防止対策の充実
- ・ 無線LANの使用者に対する高度なセキュリティ設定の確実な実施等の働き掛け

9頁

(2) インターネットカフェについて

事業者の自主的な取組により、状況改善しているものの、不十分な面もあることから、行政指導による次の取組について法制化を検討することが望ましい。

- ・ 利用者の本人確認の確実な実施等
- ・ 利用者の入退店時刻・使用したコンピュータの記録化等
- ・ 店舗内におけるサイバー犯罪の利用を防止するための措置等

17頁

(3) インターネット上の高度匿名化技術

将来的に備えた調査研究のため次の取組が必要。

- ・ 国内外における高度匿名化技術の利用状況等の実態把握
- ・ 国際会議等を通じて各国の捜査機関等と連携し、将来的な対策を検討

24頁

2 今後の対応

- 事件捜査で解明した悪用状況に関する情報提供並びに事件広報による注意喚起
- インターネットカフェに対する法規制の在り方の検討
- インターネット上の犯罪に悪用される新技術に関して、研究者や海外の捜査機関との情報交換による実態調査の実施（平成25年度予算要求）

1 経緯

国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告（平成24年2月）に盛り込まれた提言を受け、捜査手法、取調べの高度化に向け、警察において取り組むべき施策を「捜査手法、取調べの高度化プログラム」として取りまとめた。

2 骨子

(1) 取調べの録音・録画の試行の拡充

ア 裁判員裁判対象事件に係る試行の拡大

イ 知的障害を有する被疑者に係る事件における試行の開始等

(2) 取調べの高度化・適正化等の推進

ア 取調べ技術の体系化及び研修・訓練の充実

イ 捜査指揮能力等の向上

(3) 捜査手法の高度化等の推進

ア 最終報告に盛り込まれた捜査手法の検討

イ 合理的・効率的な捜査を推進するための環境の整備

3 今後の予定

国家公安委員会に御報告の上、策定・公表

公安委員会

説明資料No. 7

習志野警察署員によるレクリエーション

旅行等に関する調査について(千葉県警察)

平成24年3月29日
捜査第一課
生活安全企画課
刑事企画課
人

1 経緯

長崎県西海市^{さいかいし}における女性2名被害の殺人事件に関する関係県警察の対応については、平成24年3月4日付け「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件に関する千葉・長崎・三重県警察の対応の検証結果」により公表がなされた。

その後、3月22日に至り、被害女性(23歳)が被疑者から暴力を振るわれていた傷害事件につき、平成23年12月6日に習志野署に被害の申告がなされた際、捜査の開始を1週間待つてほしい旨被害女性の父親に要望した担当者及び生活安全課長を含む10名余りが、その2日後である12月8日から北海道にレクリエーション旅行に行っていた事実が明らかとなった旨報道がなされたもの。

2 事実関係の調査

千葉県警察においては、警務部長を長とし、監察部門を中心とする約30名体制を編成し、本旅行が実施された経緯、捜査に与えた影響の有無、上記検証結果にレクリエーション旅行に関する記載がなされなかった理由等を中心に事実関係の詳細について調査中である。

3 旅行の実施状況

(1) 実施日

平成23年12月8日(木)～10日(土) (2泊3日)

(2) 参加者(計12名)

- 生活安全課 3人 (課長1名 他2名)
- 刑事課 4人 (強行犯係長1名 他3名)
- その他地域課2人、交通課2人、警備課1人

(3) 主な行程

- 12月 8日 函館空港着、函館市内観光、同所泊
- 9日 登別市内観光、同所泊
- 10日 新千歳空港から帰着

1 経緯

- 自動車運転代行業については、平成14年6月に施行された自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づき、警察庁と国土交通省において、交通の安全及び利用者の保護のための適正化を推進
- 平成20年2月には、安全で良質な自動車運転代行サービスの普及促進を図るため、「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」を策定
- しかしながら、依然として、タクシー類似行為を始めとする違法行為が絶えないとの指摘も踏まえ、昨年10月以降、運転代行業界やタクシー業界の協力も得ながら、実態調査を実施

2 実態調査の結果の概要

- いわゆるA B間輸送が依然として絶えず、随伴用自動車による白タク行為も見られるが、利用者及び飲食店における違法性の認識は低い。
- 料金については、明細入りの領収書の発行や不当な高額料金の防止を望む声強い。
- 問題点としては、「長時間待たされる」「安心して利用できる業者が分からない」「料金システムが不安」といった声が多い。

3 今後検討を進める健全化対策の概要

(1) 随伴用自動車による白タク行為等の悪質な違法行為の根絶

- 随伴用自動車への表示のペイント化<国交省>
- 白タク行為に係る行政処分基準の強化<国交省>
- 利用者、運転者等向けの啓発ポスター等の作成<業界>

(2) 利用者の安心感確保のための改善

- 代行運転自動車に係る損害賠償措置の概要の説明義務化<国交省>
- 明細入り領収書の発行及び料金算出根拠の説明義務化<国交省>

(3) 安全・安心な運転代行業者の普及促進

- 行政処分歴（ネガティブ情報）の公表<警察・国交省>
- 優良事業者の評価制度の創設及び利用ガイドラインの作成<業界>

4 今後の予定

実施に向けた検討を開始し、必要に応じ意見公募手続等を経て順次実施

1 実施期間

平成24年4月6日（金）から同月15日（日）までの10日間

2 主催

内閣府、警察庁等10府省庁、自治体、(財)全日本交通安全協会等13団体

3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

(2) 全国重点

○ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則(注)の周知徹底)

○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ 飲酒運転の根絶

(3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

(注) 自転車安全利用の広報啓発に活用する基本的な通行ルール（H19.7中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

4 警察における運動推進の基本的な考え方

本運動を交通死亡事故抑止に向けた取組強化の絶好の好機ととらえ、自治体や関係機関・団体と連携して交通安全意識の高揚を促進する取組を推進する。

5 都道府県警察における取組事例

(1) 子どもと高齢者に対するスタンプラリーを取り入れた交通安全教育の実施
【京都府警察】

(2) 交通安全について総合的に学ぶ高齢者交通安全大学の開催
【沖縄県警察】

(3) 大学自転車競技部員、輪業組合員等による自転車安全利用キャンペーンの実施
【警視庁】

(4) 幼稚園交通安全母の会によるシートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンの実施
【長崎県警察】

(5) 企業若手職員による飲酒運転等悪質・危険運転根絶12時間キャンペーンの実施
【宮城県警察】

1 概況 (P4-P5)

不審なアクセスを、約5分40秒に1回の割合で観測。前年の約4分30秒より減少したが、政府機関、防衛関連事業者等への標的型メール攻撃、DDoS攻撃など、攻撃手法が巧妙化しており、予断を許さない状況。

2 標的型メール攻撃 (P6-P12)

分析した不正プログラムは、ウイルス対策ソフトでは検出できず、しかも、ほぼすべて外部への接続^{注1)}を試みるもので、それによる攻撃は大きな脅威。なお、ファイル形式は約半数が実行形式、約45%がWORD、PDF等の文書形式。

【対応】個々の分析結果を提供元に還元し、被害の未然・拡大防止を支援。

注1) 接続先: 中国約23%、米国約18%、韓国約14%等

3 DDoS攻撃 (P13-P18)

日本国内への攻撃観測件数は、前年比約60倍であり、7月の警察庁に対する攻撃事案では、中国の大手検索サイトの掲示板に、日本に対する攻撃の呼び掛け、攻撃ツールの入手方法等が記載。

【対応】警察庁事案では、ログを分析したところ、攻撃元が海外であったため、ICPOを通じ、関係国の捜査機関に協力要請した外、被害事業者等に助言。

4 ボットネット^{注2)}の脅威 (P19-P20)

指令サーバの観測数は、前年より若干減少したものの、サイバー攻撃等で利用される可能性は依然存在。

【対応】観測した指令サーバのうち2個が国内所在であったため、管理者に助言し、当該指令サーバを停止させるとともに、再発防止策を実施。

注2) 不正プログラムに感染した多数のコンピュータが、攻撃者からの指令によって、一斉に攻撃できる状態となったもの

5 意図しない動作をするソフトウェアの脅威 (P21-P24)

中国の動画共有サイトで利用するダウンロードソフトでは、知らないうちに踏み台として使用されるおそれのあることを認知し、それらを探索していると見られるアクセスも観測していることから、継続的な警戒が必要。

【対応】警察庁セキュリティポータルサイト「@police」を通じて情報提供。